

公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の改正概要

1 改正の理由

県の特別職の期末手当の額の減額措置に伴い、役員の前年6月期末手当の額を暫定的に減額する措置を行うため。

2 改正の要点

6月期末手当の支給割合を次のとおり暫定的に改正した。

100分の160 → 100分の145

3 施行日

平成21年5月29日

公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程新旧対照表

読替後	読替前
<p>(期末手当) 第6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第29条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第29条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

2

3

公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程

制定 平成18年4月1日和医大規程第148号
最終改正 平成21年5月29日和医大規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、地域手当、通勤手当、及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年和医大規程第65号。以下「職員給与規程」という。）第14条及び第29条の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	給 料 の 額 (月 額)
理 事 長	922,000円
副理事長、理事及び監事	533,000円以上784,000円以下で理事長が定める額

(地域手当等)

第5条 地域手当、通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第29第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 第2項の期末手当の額を定めるにあたっては、和歌山県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減することができるものとする。

5 第2項の期末手当に係る在職期間には、和歌山県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の和歌山県職員としての在職期間を含むものとする。

6 役員が基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続き和歌山県職員となった場合においては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

7 第2項の期末手当基礎額の計算及び期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、職員の例による。

(非常勤役員手当等)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額24,000円とする。

2 非常勤役員がその職務を行うため旅行をする場合には、その費用の弁償として旅費を

支給するものとし、その額及び支給方法については職員の例によるものとする。

3 前項の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当(以下「給料等」という。)を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(補則)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

2 理事長及び副理事長の給料の額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、理事については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（役員の報酬等、第56条による読替後）

第48条 地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 略